

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金  
(性犯罪・性暴力被害者支援事業) 交付要綱

(通則)

第1条 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金のうち、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「支援センター」という。）を核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県が取り組む事業に要する経費に充てるために交付することにより、被害者支援に係る取組の充実を図るとともに、「すべての女性が輝く社会」の実現に資することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

(1) 被害者相談支援運営・機能強化等事業

都道府県が実施する次の事業

- ア 支援センターにおいて、相談・コーディネート機能を担う相談センター（以下「相談センター」という。）を運営（同行支援等を含む。）する事業又は当該事業を民間団体に対して委託する事業若しくは民間団体が運営する相談センターに要する経費の一部について補助を行う事業
- イ 医療従事者及び相談センターの支援者（相談員及びコーディネーター等を指し、その予定者を含む。以下「支援者」という。）を対象として実施する研修事業（受傷対策事業を含む。）
- ウ 支援センターの広報啓発を実施する事業
- エ 関係機関との連携強化事業
- オ 被害者の法的支援事業
- カ 拠点となる病院（「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引（平成24年3月、内閣府犯罪被害者等支援推進室（現在、警察庁長官官房犯罪被害者等施策担当参事官室）」第1章4（1）、（2）にある「拠点病院」・「提携病院」の形態に該当するものに限る。）の整備・質の向上のための事業

#### キ 先進的な取組事業

##### (2) 医療費等公費負担事業

当該都道府県内の相談センターに相談した被害者であつて、やむを得ない事情により警察に相談をすることができなかつたことによつて「都道府県警察による医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度」が適用されない被害者に対し、都道府県が、当該医療費等（初診料（初診時の処置費用を含む。）、診断書料、緊急避妊措置、検査費用、人工妊娠中絶費用及び証拠採取費用）及びカウンセリング費用の全部又は一部について補助を行う事業

- 2 補助対象経費の種目、対象経費、交付率及び基準額は別表のとおりとする。
- 3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。
  - (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第3欄に定める交付率を乗じた額と第4欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (2) (1)により選定された額の合計額を交付額とする。

#### (交付の条件)

第4条 前条第1項第1号と第2号の事業間で経費の配分の変更（交付決定におけるそれぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）を行う場合には、大臣の承認を受けなければならない。ただし、各事業で別表第4欄に定める基準額を超える配分変更はできない。

#### (申請手続)

第5条 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書及びこれに添付する事業計画書を内閣府男女共同参画局長（以下「主管局長」という。）が別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の交付金の交付の申請をするに当たつて、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは、提出期限の日の翌日から起算して原則として60日以内に交付決定を行い、様式第2号による交付決

定通知書により都道府県知事に通知を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に様式第3号による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、事業の中止又は廃止の承認)

第8条 都道府県知事は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の20%を超える増減

(2) 第4条の規定による経費の配分変更

2 大臣は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認められるときは、提出期限の日の翌日から起算して原則として60日以内に交付決定の変更を行い、様式第5号による交付決定変更通知書により都道府県知事に通知を行うものとする。

3 前項の交付決定の変更については、第4条の規定を準用する。

4 都道府県知事は、この交付金の交付決定（交付決定の変更を含む。）後の事情の変更により、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

第9条 都道府県知事は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(事業遅延の報告)

第10条 都道府県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 都道府県知事は、交付対象事業の実施年度の第2四半期の末日現在において、様式第8号による状況報告書を作成し、当該年度の10月20日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、交付対象事業の状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 都道府県知事は、交付対象事業を完了したとき（第8条第4項の規定に基づく事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第13条 大臣は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第10号による交付金の額の確定通知書により都道府県知事に通知するものとする。

- 2 大臣は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 都道府県知事は、前条第1項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11号による報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 大臣は、第 8 条第 4 項の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条及び第 8 条第 2 項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 都道府県知事が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県知事が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合は、様式第 12 号による交付決定取消し通知書により都道府県知事に通知するとともに、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 17 条 都道府県知事は、交付対象事業により取得し、効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 2 項の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないでこの交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 大臣の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

第 18 条 都道府県知事は、交付対象事業の経理について交付対象事業以外の経理と明確に区分してその収入及び支出を様式第 13 号による補助金調書によって明らかにしておかななければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類

又は証拠物を整備して前項の補助金調書とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、交付対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第19条 都道府県知事が、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4条、第8条から第14条まで及び第16条から前条までの規定に準ずる条件のほか、次の条件を付さなければならない。

(1) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、間接補助事業者のその収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(2) 交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付対象事業完了後5年間保管しなければならないこと。

2 前項第1号の規定により都道府県知事に収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣はその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、主管局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

### 補助対象経費の種目及び交付率

1 種目	2 対象経費	3 交付率	4 基準額
被害者相談支援運営・機能強化等事業	<p>1 相談センターの運営に要する経費 (同行支援及び24時間対応の試行的実施に要する経費を含む。) 支援者の人件費(賃金、各種手当(期末・勤勉手当を除く。))、社会保険料等事業主負担分、同旅費、相談センターの施設借料、相談センターで使用する備品費、同消耗品費、同光熱水費、同通信運搬費等、これらを対象とする委託費、同補助金</p> <p>2 医療従事者及び支援者に対する研修に要する経費 (受傷対策に要する経費を含む。) 講師・カウンセラーの謝金、同旅費、参加者の旅費、借料(研修会場、同付帯設備・備品)、研修資料の印刷費、雑役務費等、これらを対象とする委託費、同補助金</p> <p>3 支援センターの広報啓発に要する経費 講師の謝金、同旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等、これらを対象とする委託費、同補助金</p> <p>4 関係機関との連携強化に要する経費 会議出席等の謝金、同旅費、会場借料、印刷製本費(マニュアル作成等)、通信運搬費、雑役務費等、これらを対象とする委託費、同補助金</p>	1/2	別紙のとおり

	<p>5 被害者への法的支援に要する経費  弁護士等への報酬、同謝金、同旅費、通信運搬費等、これらを対象とする委託費、同補助金</p> <p>6 拠点となる病院の整備・質の向上に要する経費  医療従事者の研修参加費、同旅費、資機材費等、これらを対象とする委託費、同補助金</p> <p>7 先進的な取組に要する経費  メール・SNS やアプリによる相談対応・男性への相談対応に要する経費、各対応の導入に向けた検討会議・研修等の経費（会議出席者等の謝金、同旅費）、これらを対象とする委託費、同補助金</p>		
医療費等公費負担事業	相談センターに相談をした被害者であって、やむを得ない事情により警察に相談をすることができなかった被害者に係る医療費等（初診料（初診時の処置費用を含む。）、診断書料、緊急避妊措置、検査費用（妊娠検査、性感感染症検査、薬物検査等）、人工妊娠中絶費用及び証拠採取費用）及びカウンセリング費用のうち都道府県が負担した経費	1 / 3	別紙のとおり



## 別紙

## 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金

## (性犯罪・性暴力被害者支援事業) 基準額

種目	事業に要する経費 (1 都道府県あたりの年額)	交付率	基準額
被害者相談支援運営・機能強化等事業	1 基本事業	1 / 2	
	(1) 相談センターの運営に要する経費 7,500,000 円		3,750,000 円
	(2) 研修、広報、連携会議等に要する経費 1,000,000 円		500,000 円
	※医療従事者及び相談センターの支援者を対象とする研修、支援者を対象とする受傷対策、支援センターの広報啓発及び関係機関との連携強化の全て又はいずれかを実施する場合		
	2 加算事業		
	(1) 年間運営時間に応じた加算		
	①2,500 時間以上 8,500 時間未満 : 2,400,000 円		1,200,000 円
	②8,500 時間以上 : 8,700,000 円		4,350,000 円
	(2) 一定期間の 24 時間化実施加算		
	① 2 週間以上 4 週間未満 : 400,000 円		200,000 円
② 4 週間以上 8 週間未満 : 700,000 円	350,000 円		
③ 8 週間以上 12 週間以下 : 1,200,000 円	600,000 円		
(3) コーディネーター等の配置加算			
① 兼務コーディネーター : 700,000 円	350,000 円		
② 専従コーディネーター : 3,000,000 円	1,500,000 円		
(4) 法的支援の実施 300,000 円	150,000 円		
(5) 拠点となる病院の整備・質の向上に要する経費 600,000 円	300,000 円		

	(6) 先進的な取組に要する経費 600,000 円		300,000 円
医療費等 公費負担 事業	医療費等公費負担事業の実施 900,000 円	1 / 3	300,000 円